

鶴岡市ごみステーションの設置等に関する要綱

令和4年4月1日

告示第227号

1 目的

この告示は、生活系一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の集積及び収集を行う場所（以下「ごみステーション」という。）の設置等に関し必要な事項を定めることにより、安全かつ効率的なごみの収集作業（以下「収集作業」という。）を行い、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

2 設置者

次の各号のいずれかに該当する者は、ごみステーションを設置することができるものとする。

- (1) 町内会、自治会等の地域住民で形成された団体（以下「町内会等」という。）の代表者（当該町内会等が法人である場合は、当該町内会等）
- (2) マンション、アパート等の集合住宅（以下「集合住宅」という。）の所有者又は管理者で当該集合住宅の敷地内にごみステーションを設けようとするもの

3 設置の基準戸数

- (1) ごみステーションは、おおむね20世帯から30世帯までにつき1か所を基準として設置するものとする。
- (2) 集合住宅の建設によるごみステーションの設置については、当該集合住宅の計画戸数がおおむね10世帯以上の場合に、当該集合住宅の敷地内に設置することができるものとする。ただし、町内会等が設置するごみステーションを利用可能な場合は、町内会等と協議の上、当該ごみステーションを利用するものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長が環境衛生の保持等のため特に必要があると認める場合は、ごみステーションを設置することができるものとする。

4 設置場所

ごみステーションの設置場所は、次の各号のいずれにも該当する場所とする。

- (1) 収集車が容易に横付けできること。
- (2) 収集車が通り抜けできる公道に面していること。
- (3) 当該土地の所有者又は管理者等と事前に協議し、承諾を得ていること。
- (4) 利用者が安全にごみの排出ができること。
- (5) 収集作業を安全かつ効率的に行うことができること。
- (6) 道路交通法（昭和35年法律第105号）等の関係法令に違反することなく、ごみ収集ができること。
- (7) 除排雪の妨げにならないこと。
- (8) 集合住宅の場合は、当該集合住宅の敷地のうち、道路に面したところであり、当該集合住宅が位置する町内会等の代表者の承諾を得ていること。

5 設置の届出等

(1) ごみステーションを設置しようとする者は、市長と設置前に協議し、収集を受け始めようとする日の14日前までに次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める様式を市長に提出するものとする。

ア 町内会等の場合

ごみステーション新設・変更・廃止届出書（町内会等用）（様式第1号）

イ 集合住宅の場合

ごみステーション新設・変更・廃止届出書（集合住宅用）（様式第2号）

(2) 市長は、前号の規定による協議があった場合は、前2項に規定する基準に適合しているかどうかについて、市民部廃棄物対策課職員に実地で確認させるものとする。

6 ごみの飛散防止

ごみステーションの設置者（以下「設置者」という。）は、必要に応じて当該ごみステーションにごみを保管し、又は管理するためのネット又は工作物を設置し、ごみの飛散防止を図るものとする。ただし、工作物を設置する場合には、ごみを容易に取り出せるようにする等、収集作業の妨げとならない構造とするようにしなければならない。

7 ごみステーションの変更

第5項第1号及び第2号の規定は、ごみステーションの変更について準用する。ただし、ごみステーションの設置場所の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りではない。

8 ごみステーションの廃止

第5項第1号の規定は、ごみステーションの廃止について準用する。

9 維持管理

(1) 町内会等が設置したごみステーションについては、これを設置した町内会等が、当該ごみステーションを利用する者と協力して、適切な管理を行い、ごみステーション及び周辺的环境美化に努めなければならない。

(2) 集合住宅の所有者又は管理者が設置したごみステーションについては、当該集合住宅の所有者又は管理者が、自己の責任において、これを維持管理するものとし、当該ごみステーションを利用する集合住宅の居住者に対して、ごみの適正な排出方法について周知及び指導をしなければならない。

(3) 前号の場合において、当該居住者がごみの排出を適正に行わない場合は、集合住宅の所有者又は管理者が、自らの責任において、適切な措置を講じなければならない。

(4) 冬季間においては、設置者は、収集作業に支障がないよう、ごみステーション周辺の除雪等を行わなければならない。

10 紛争等の防止及び解決

(1) 設置者は、ごみステーションの設置等にあたっては、利用者に周知するとともに、近隣住民の生活環境に配慮しなければならない。

(2) ごみステーションの設置等を行ったことにより、近隣住民との間に紛争が生じた場合は、設置者又は利用者が自主的に解決に当たらなければならない。

11 改善指導

市長は、ごみの収集等に支障が生じるおそれがあると認めるときは、ごみステーションの管理に関し、設置者等に必要な指導を行うことができる。

1 2 その他

この告示に定めるもののほか、ごみステーションの設置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に設置されているごみステーションについては、第5項第1号の規定による届出があったものとみなす。

様式第1号（第5項、第7項、第8項関係）

ごみステーション（新設・変更・廃止）届出書（町内会等用）

年 月 日

鶴岡市長 様

届出者 団 体 名
住 所
代表者氏名
電 話 番 号
担当者氏名

ごみステーションの（新設・変更・廃止）をしたいので、鶴岡市ごみステーションの設置等に関する要綱（第5条・第7条・第8条）の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、下記は予定期日であり、使用開始期日は市の確認終了後とします。また、ごみステーションは常に清潔であるよう管理に努めます。

事 前 協 議 日	年 月 日
利用開始（廃止） 予 定 期 日	年 月 日
ごみステーションの 用 途	<input type="checkbox"/> 共用（可燃・不燃） <input type="checkbox"/> 可燃のみ <input type="checkbox"/> 不燃のみ
利 用 予 定 戸 数	戸
届 出 理 由	

※ごみステーション設置場所の略図を添付又はなるべく詳しく裏面に記入してください。

様式第2号（第5項、第7項、第8項関係）

ごみステーション（新設・変更・廃止）届出書（集合住宅用）

年 月 日

鶴岡市長 様

届出者 団 体 名
住 所
代表者氏名
電 話 番 号
担当者氏名

ごみステーションの（新設・変更・廃止）をしたいので、鶴岡市ごみステーションの設置等に関する要綱（第5条・第7条・第8条）の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、ごみステーションの管理は届出者で行い、ごみ分別の指導や対応は責任をもって行います。また、ごみステーションは常に清潔であるよう管理に努めます。

事 前 協 議 日	年 月 日
利用開始（廃止） 予 定 期 日	年 月 日 ※予定期日であり、使用開始期日は市の確認終了後とします。
ごみステーションの 用 途	<input type="checkbox"/> 共用（可燃・不燃） <input type="checkbox"/> 可燃のみ <input type="checkbox"/> 不燃のみ
集合住宅の名称及び 利 用 予 定 戸 数	戸
町内会等確認欄	上記ごみステーションの設置等について確認しました。 町内会等名 代表者氏名

※ごみステーション設置場所の略図を添付又はなるべく詳しく裏面に記入してください。